

札幌市立学校の指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年7月23日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹

札幌市教育委員会規則第7号

札幌市立学校の指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

札幌市立学校の指導が不適切な教員の取扱いに関する規則（平成20年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(趣旨)	(趣旨)

改正前	改正後
第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>の規定に基づき、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である教員の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 （研修） 第6条 委員会は、指導が不適切であると<u>認定した</u>教員に対して、能力、適性等に応じた指導を改善するための研修（以下「研修」という。）に関する計画書を作成し、研修を実施するものとする。 2 研修の期間は、<u>原則1年を超えない期間の範囲内</u>で、委員会が定める。 3 <u>前項の研修の期間終了後、指導が不適切である教員が次条第1項第2号に該当すると認定された場合には、委員会は、研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、研</u>	第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条</u>の規定に基づき、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である教員の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 （研修） 第6条 委員会は、指導が不適切である教員に対して、能力、適性等に応じた指導を改善するための研修（以下「研修」という。）に関する計画書を作成し、<u>前条第1項の認定を行った日から</u>研修を実施するものとする。 2 研修の期間は、<u>当該研修を開始した日から1年を超えない範囲内</u>で、委員会が定める<u>期間とする</u>。<u>ただし、特に必要があると認めるときは、委員会は、同日から引き続き2年を超えない範囲内で、当該期間を延長することができる。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>修の期間を延長することができる。</u> (研修終了時の認定) 第7条 (略) (1) 指導が改善し、<u>児童等に対し指導を適切に行える程度</u>にあること。 (2) <u>指導が不適切であるが、更に研修を延長すれば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度にあること。</u> (3) 指導が不適切であり、<u>前条第3項に規定する期間の範囲内で研修の期間を延長したとしてもなお、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度にあること。</u> 2～4 (略) (指導が不適切である教員の免職等の措置) 第8条 委員会は、<u>前条第1項第3号</u>に該当すると認定された教員について、<u>法第25条の3</u>の規定に基づき、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。	(研修終了時の認定) 第7条 (略) (1) <u>児童等に対する指導が改善し、適切に指導を行える程度</u>にあること。 (2) <u>児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度にあること。</u> 2～4 (略) (指導が不適切である教員の免職等の措置) 第8条 委員会は、<u>前条第1項第2号</u>に該当すると認定された<u>指導が不適切である教員</u>について、<u>法第25条の2</u>の規定に基づき、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。